公立大学法人和歌山県立医科大学低入札価格調查実施要領【建設工事】

制定 平成21年6月17日(同日施行)

最終改正 令和元年7月23日(令和元年8月1日施行)

1 目的

この要領は、公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)が発注する 建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的 に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能か どうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、建設工事の適正な施 工の確保を図ることを目的とする。

2 調査の根拠規程

公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(以下「契約事務規程」という。) 第20条第1項

法人は、競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 用語の定義

- (1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。
- (2) この要領中「調査者」とは、工事を執行する課室の長が命じた者のことをいう。
- (3) この要領中「調査基準価格」とは、契約事務規程第20条第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

4 調查対象工事

原則として、次の掲げる工事を対象とする。

- (1) 「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)が1億円以上の工事
- (2) 「予定価格(税抜き)」が1億円未満の工事のうち、契約事務規程第20条の2の規定により落札者を決定する方法(以下「総合評価落札方式」という。)を適用する工事

5 調査基準価格の設定及び算定

契約事務規程第20条第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等によ

り入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額(予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75とする。)に一定の範囲で無作為に発生させた係数(ランダム係数)を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

なお、「直接工事費」は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」(設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額をいう。以下同じ。)を減じた額とし、「現場管理費」は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。

ア 前項第1号に規定する工事

- (ア) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

イ 前項第2号に規定する工事

- (ア) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額
- (2) 特別なものについては、前号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者(以下「低入札価格入札者」という。)に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、第4項第2号に規定する工事については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

7 特別重点調查

(1) 第4項第1号に規定する工事の場合には、契約事務規程第20条第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額が同表下欄に掲げる額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。

なお、特別重点調査の対象者について低入札価格調査(特別重点調査)を実施する ときは、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用 についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施す るものとする。

直接工事費 + 現場管理費	共通仮設費	一般管理費
直接工事×95%+現場管理費×80%	共通仮設費×80%	一般管理費×30%

- (2) 特別な事情がある場合については、前号に規定する算定方法によらないこととすることができる。
- 8 低入札価格調査の意向確認

第4項第2号に規定する工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書(別記様式1)により確認をするものとする。

- 9 入札参加者への周知
 - (1) 入札執行者は、次の事項の周知するものとする。
 - ア 低入札価格調査制度を採用すること。
 - イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方 法
 - ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者(以下「最高評価値入 札者」という。)であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の 入札金額を提示した者(以下「最低価格入札者」という。)であっても必ずしも落 札者とならない場合があること。
 - エ 低入札価格入札者は、事後の調査(事情聴取)に協力すべきこと。
 - (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件(以下「意向確認設定案件」という。)の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。ア 意向確認設定案件であること。
 - イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入 札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。
 - ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を 下回った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第14項に規定する 調査様式を提出しなければならないこと。
 - エ 第14項に規定する調査様式の提出期限
- 10 調査における留意点
 - (1) 入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額が同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
 - (2) 低入札価格入札者は、第14項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならないこと。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
 - (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。
 - ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、法人が設置する和歌 山県立医科大学ホームページ入札情報(以下「大学ホームページ」という。)に掲載

される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内(公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成18年和医大規程第58号)第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日、4月29日から5月5日までの日並びに8月13日から8月16日まで日(以下「休日」という。)を含まない。)に第14項に規定する調査様式を提出しければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

イ 意向確認設定案件以外

のな

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内(休日を含まない。)に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、提出する第14項に規定する調査様式(「積算内訳書」(様式3-1))の各費用(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計)について、入札時に提出された工事費内訳書の各費用(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計)と同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (5) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額(請負代金額の10分の1以上)と異なる(請負代金額の10分の3以上)。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

- (6) 工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。(特記仕様書においても明示、第11項の規定による。)
- (7) 低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。(特記仕様書においても明示、第11項による。)

- (8) 低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書(第14項第3号に規定する様式3-1)と工事完了後の実績を対比するため、調査表(第19項第1号に規定する様式10及び10-1)を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。(特記仕様書においても明示、第11項の規程による。)
- (9) 低入札価格入札者で契約者となった者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等を調査するため、調査表(第19項に規定する様式11)を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

11 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

(1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳(契約書の写

しも含む。)及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)の監督員への提出 に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなけ ればならない。

- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績と を対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたと きは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を 求める場合は、受注者は応じなければならない。
- (4) 第1号から第3号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、契約事務規程第4条第1項に該当するものとし、その者を、その事実のあった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で 定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度及び技術提案をした施工に 関する試験頻度について2倍とする。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度 が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験 頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

12 入札の執行

(1) 法人が入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札 者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、す べての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っているすべて の入札者(以下「低入札価格提示者」という。)のうち最高評価値入札者に、調査を 実施する旨を告げる。(調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。)

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)に、調査を実施する旨を告げる。(調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。)

(2) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する場合があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位(総合評価落札方式でない入札においては入札価格順位)のみ回答するものとする。

13 調査の実施

調査は、低価格で入札した理由等について、第14項に規定する調査様式に基づき速や

かに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

14 調査様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」(様式1)
- (2) 当該価格により入札した理由(「入札理由書」(様式2))
- (3) 入札金額の積算内訳

(「積算内訳書」(様式3-1))

(「下請予定内容報告書」(様式3-2))

(「共通仮設費(率分)内訳書」(様式3-3))

(「現場管理費内訳書」(様式3-4))

(「一般管理費内訳書」(様式3-5))

(「資材単価一覧表」(様式3-6))

(「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))

(「法定福利費に関する調書」(様式3-8))

- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
- (5) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式5))
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式6))
- (7) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式7))
- (8) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地」(様式8))
- (9) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入状況 (「社会保険等への加入状況」(様式9))

15 調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置 入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価落札方式 でない入札においては最低価格入札者)の入札金額により契約の内容に適合した履行 がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にか かる所定の手続きを行う。
- (2) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置 調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては 最低価格入札者)が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされ ないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、別に 定める競争入札審査委員会(以下「審査委員会」という。)に提出し、意見を求めな ければならない。
- 16 審査委員会の意見に基づく落札者の決定等
 - (1) 審査委員会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者

(総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者)(以下「次順位者」という。)を最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第13項と同様の手続を行う。

- (2) 入札執行者は、審査委員会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と違う場合には、審査委員会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。
- 17 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査委員会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると 認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入 札においては最低価格入札者)(次順位者同じ)を失格と判定し、入札執行者はその者 に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合
- 18 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

- 19 再調査の実施
 - (1) 調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。
 - ア 下請業者の追加及び変更(2次下請以降は除く。)
 - イ 下請金額の増減 (概ね2割以上)。ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く。
 - ウ 施工方法の変更
 - エ その他発注者が必要と認める場合
 - (2) 実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。
 - (3) 周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。
 - (4) 再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第44条第1項第10号により契約を解除する。
- 20 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比
 - (1) 調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票 (様式10及び様式10-1) を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態とを対比

する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。

(2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式11「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、第1号及び第2号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。

また、その指導の結果によっては、次の措置を行う。

- ア 口頭による厳重注意
- イ 文書による厳重注意
- ウ 悪質な場合は、その内容の公表 (閲覧等)

附則

この要領は、令和元年8月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から 適用する。

別記様式1

低入札価格調査意向確認書

年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学 理事長 様

所在地

商号

代表者氏名

印

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

記

工事年度・工事番号:○○年度 ○○ 第○号

工 事 名:○○○工事

※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。

※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。